

## 水浴訓練室土曜開放に関する ご利用方法

- 1) 水浴訓練室の利用方法をご理解の上、ご利用下さい。
- 2) 市内に居住・勤務又は通学する65歳以上の方、並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条に規定する身体障害者や知的障害者・精神障害者及びその付添人1人は、定められた減免料金がございますので受付員まで問合せください。
- 3) 毎回のご利用前に必ず体温・血圧・心拍数を測定し、自己チェック表に記入後、受付員に利用料金と一緒に提出してください。体調管理はご自身または付添人の方で責任を持って行い、休憩をとりながら無理のないようご利用ください。（なお、体温37℃以上、血圧140/90mm hg以上、脈拍90回/分以上の方は、ご利用できません。）
- 4) 障害のある方並びにご利用に不慣れな方は、付添人の同伴が必要です。
- 5) 利用中に体調が悪くなった方は、至急、係員に声をかけてください。
- 6) 貴重品を身につけてのご利用は出来ません。ロッカーに入れ、必ず施錠してください。
- 7) 水浴訓練室での飲食・喫煙はできません。ただし、体調管理のための水分補給は可能ですので、事前に監視員に申し出ください。
- 8) 危険物の持ち込み、動物を連れての入場は出来ません。身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する補助犬をお連れの方は受付員まで問合わせください。
- 9) 無許可でのカメラ・ビデオ等の持ち込みを禁止します。
- 10) 施設内では必ず係員の指示に従ってください。
- 11) 他の利用者に多大な迷惑となる行為が発覚した場合は、退場していただくことがあります。
- 12) 利用料金

### 水浴訓練室・機能回復訓練室 利用料金表

区 分		利用料金
		1人1回
中学生以下		200円
一般		410円
高齢者等	中学生以下	100円
	一般	200円

「高齢者等」とは、市内に居住し、勤務し、又は通学する者で65歳以上の者、並びに身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第4条に規定する身体障害者や知的障害者・精神障害者及びその付添人1人をいう。

- 13) 駐車場 センターご利用の方は総合受付にて証印を受けていただければ無料となります。

#### 14) ご利用時間

①午前の部	10時	開場・受付
	10時から11時30分	着替え・水浴訓練室利用
	11時30分から12時	退水・着替え
	12時	閉場
②午後の部	13時	開場・受付
	13時から14時30分	着替え・水浴訓練室利用
	14時30分から15時	退水・着替え
	15時	閉場

※一度に入場できる定員は15名までとなっております。

混雑時は入場を制限させていただきますので、予めご了承ください。

## 【水浴訓練室】

- 1) 皮膚疾患及び感染症の病気治療中の方や体調不良の方、排泄をご自身でコントロールできない方、酒気を帯びた方の利用はご遠慮ください。
- 2) ご利用の際は必ず水着、水泳帽を着用してください。着衣、下着、裸での入場はできません。
- 3) 小学校 3 年生以下の児童の入場の際は、保護者の同伴が必要です。また、オムツの取れていない幼児は入場出来ません。(保護者 1 名につき 2 人まで。)
- 4) 水深は、1.0mに設定しております。水面より肩の出ない方は保護者の同伴入水が必要です。(保護者 1 名につき 2 人まで。ここでいう保護者とは父母又は 18 歳以上の方。)
- 5) お子様をお連れの方は、お子様から目を放さないでください。
- 6) 障害のある方並びにご利用に不慣れな方は、付添人の同伴入水が必要です。
- 7) プールサイドへの入場時は、化粧・整髪料等を落とし、必ずシャワーをお浴びください。また、トイレ、採暖室利用後もシャワーをお浴びください。
- 8) プール利用前に準備体操を十分行い、静かに入水してください
- 9) 飛び込み・逆立ち・潜水などの危険行為やプールサイドを走ること、悪ふざけをして溺れる真似などは絶対に行わないでください。
- 10) プールサイドや更衣室での飲食は禁止です。ただし、体調管理のための水分補給は可能ですので、事前に監視員に申し出てください。
- 11) 浮き輪、ガラス製の水中メガネ・足ヒレ・エアマット・ビーチボール等の遊具は使用できません。
- 12) 採暖室の温度調整は係員が行います。不具合を感じましたら係員までお知らせください。
- 13) 利用後は、洗眼・うがい・シャワーを十分行ってください。
- 14) 更衣室には水をよくお拭きになってからお入りください。
- 15) プール内では他の利用者との衝突に十分注意してください。

〔お問合せ先〕 高崎市総合福祉センター 指定管理者 藤田・東急グループ  
総合受付 TEL 027-370-8822

制改訂	制改定日	改訂内容
	H18.12.20	新規制定
1	H19.8.24	プール水深の変更
2	H19.9.23	付添人不要時の条件明記
3	H23.6.4	曜日の変更、体育室・機能回復訓練室の開放中止
4	H24.6.21	体調管理のための飲料
5	H25.1.8	プール水深変更
6	H26.4.1	利用料金変更(一般)
7	H26.4.30	利用日変更
8	H28.5.28	利用可能脈拍数変更(120→90)